平成２４年（フ）第５８９４号
大阪府東大阪市稲田新町１丁目12番２号　タイガースマンション110号
債務者　松浪　　元
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９０２号
大阪市都島区都島中通３丁目５番17号メゾンみかさ205号
債務者　井上　幸一
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９０８号
大阪府東大阪市荒本新町３番29―507号
債務者　狩野不二子
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９５０号
大阪府東大阪市六万寺町３丁目13番２号、前住所大阪府東大阪市横小路町５丁目２番25号コウキマンション401号
債務者　赤星　　実
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９５１号
大阪市淀川区田川２丁目９番32号
債務者　伊藤　修造
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９５９号
大阪府池田市古江町468番地
債務者　木村加奈子（旧姓栗林）
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９号
熊本県荒尾市上平山388番地２
債務者　池田　厚子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第１７４６号
名古屋市東区葵３丁目23番13号
債務者　山田　淳吉
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０９６号
名古屋市緑区鳴海町字乙子山85番地の９　なるみグリーンコーポ６棟637号
債務者　松原とよ子
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９８３号
名古屋市中川区荒中町45番地　市営一柳荘２棟210号
債務者　橋場　弘光
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４４号
松江市薦津町456番地　市営客ノ尾住宅32号
債務者　岩木　明雄
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６５号
山口県防府市華浦２丁目９番37号
債務者　日野美恵子
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９２２号
札幌市豊平区美園９条５丁目３番８号　ファーロックアヴェニューM95―308号
債務者　高橋　豊子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１７８号
北海道千歳市新富２丁目２番８―407号
債務者　横浜　純子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１９３号
札幌市豊平区月寒東３条４丁目４番25号　ルミエールジュノンA―101号
債務者　石井　恵介
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２０８号
札幌市北区北29条西10丁目１番15号　コーポ幸202号
債務者　吉田　絵美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２３０号
札幌市手稲区富丘３条５丁目１番33―411号
債務者　本田　祐嗣
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部